

私が関与した特許行政の思い出(7)*

- 私の提案を含めて -

江夏 弘**



3. 政策と予算

(3) 外国刊行物記載の発明等がわが国の発明等の新規性喪失の理由とされたことへの対応策について(つづき)

(ハ) 外国特許抄録等の作成と頒布

筆者は、世界的な技術情報の蒐集、活用状況を把握することなく、特許行政などはとても十分にできないと、若干気負った気持ちだったので、前述してきたように米国やソ連邦の実態を調査してきた。

そのうち、当時の特許庁会計課長であった木村義男氏の唱導により、米国やソ連邦に程遠いけれども、具体的な作業の方法や予算等について、とにかくプログラムをたてることとなった。

そこで、とりあえず、当時世界各国の中で最も優れた特許が集中している米国と、すでに早期公開制度を採用しているベルギーを対象国として、特許公報の早急な蒐集(公報が出版されて世に出るやすくそれを入手すること、これを実際にやってみると、予想していた以上に困難なことがあとでわかった。)翻訳、分類、抄録、整理、カード化、製本等によって、これら2カ国の特許について、特許庁の審査官や審判官にカード化された特許抄録を分類別に配付し、他方カード化されたものを分類毎にセットして、外国特許抄録集として、発明協会から民間(一部研究機関)に一定の販売価格で頒布することとした。この場合の実務は発明協会に設置されている科学技術資料協会が行うこととした。同協会は発明協会の中で情報処理専門機関として、名称は協会となっているが、実質は発明協会内部機構に属していた。

当初、全体的な計画をたてたのは、木村課長と筆者の両名で、総理官邸の庭先の下方にある自治省の寮で、7月の中旬からはじめたが、エアコンもなく扇風機で涼をとったが暑くてどうにもならなくなり、ステテコ一枚になって、大体のプラン作りからはじめたもので

あった。作業手順がきまると、これらの経済的な面や頒布方法の面で専門家の発明協会の職員が細部の業務手順を作り上げ、ときに特許庁の審査官を招いて、実際にでき上がったカードの様式や内容等について、意見を聞いたりした。

米国やベルギーの特許局から得た特許公報を分類、翻訳し、特許庁用のカードを作成し、これを適宜に分配し、他方、民間向に抄録集を作成して販売するについての経費の分配(仕分け)を如何にするか等、細かい点を配慮する必要があった。特に分類作業を誰がどうやって行うのか、その費用は特許庁持ちか協会負担か等、経費の仕分けについて、何分初めてのことであったので、何回となく試算のやり直しを行った。大蔵省に予算要求する場合に、相手方に納得いくような経費分担を作り上げることに細心の注意が払われた。したがって、その試算のやりなおしにかなりの重複した時間を要し、ほんとうにグロッキーになることもあった。協会の職員に、ソロバンやタイガー計算機によって一生懸命協力してもらったことを今でも忘れることはできない。そして、木村課長も筆者も、まだ若かったのか、案外4日間の作業をとにかく頑張り通すことができたこと、今さらながら思い出すのである。

対大蔵省への予算要求の理由書や、必要とする人件費や翻訳、資料ないしその入手・輸送のための費用、その他各種の作業費等の積算・根拠を明らかにし、昭和37年度予算として、約6,500万円を計上することとした。

8月の中旬頃、特許庁本来の予算(約10億円)とともに、上記特別予算ができ上がった。木村課長と筆者は、当時の特許庁長官に呼び出され、6,500万円という多額の予算を要求すると、基本的な予算である約10億円

* (1)は3月号、(2)は4月号、(3)は5月号、(4)は6月号、(5)は9月号、(6)は10月号に掲載

** 元 特許庁業務課長

を減額されるおそれがあるので、かかる予算要求は全額遠慮してもらいたいと、半ば叱られるような状況で申し渡された（予算編成時は、長官は外遊しておられた）。われわれ2人は、今後の特許行政（特にわが国の技術開発行政）についてどうあるべきか、長官は本当におわかりになっておられるのであろうかと、甚だ失礼ながら心の中でそう思いながら（そうして、前述した諸外国の実情を想起し、またこれまで苦労して積算してきたことを思い出し）、心中まさに涙する思いであった。そこで、特に、新規性喪失の理由として外国の刊行物記載の発明をチェックするために必要である旨を申し述べることもやめて、本件はすでに当時の総務部長には早くから外枠予算で大蔵省に提出することになっていることを強く申し上げて、漸く了承を得ることができたのであった。残念なことではあるが、これが当時の特許法改正委員の方々の考え方であったのではないか（新規性喪失の理由中に外国刊行物記載の発明集を加えられた方々の観念的な、あるいは法律論だけの考え方により実際に如何なる負担が生ずるかといったことをも十分に考慮された方々が実際におられたのかどうか）現在でも疑問に思っているところである。政策を遂行するためには予算はもちろん、担当者は大変な苦労を伴うということを、十分に認識しておく必要があることを、ここであらためて申し上げたいのである（これと同様なことが、後述するような事項として、再度あらわれ、筆者にその解決が提示されたのである）。

そして、わが国の特許行政が外国の特許等の技術をも審査の対象とすることとなり、一段と飛躍することになり、そして特許等の審査が外国からの出願により停滞することが漸次少なくなるために、われわれの上記の如き努力についてPRしてもらおうよう、朝日新聞と日本経済新聞の記者に依頼したこともあった。

大蔵省の主計局の通産省担当主計官が、たまたま筆者の中学校時代の友人であったので、11月頃、上記の如くかなり多額の特別枠予算の申請を行っていること、そして、諸外国の実情をも加えて、わが国も技術面で立ち遅れることのない一つの手段として、本件の新規要求予算を認めていただくようお願いをした。彼は、「江夏さんにはかなわんなあ」と言いながら、それでも、主査とよく相談しておくからと言ってくれたのであった。

結局、この年の終りに、上記新規の特別枠予算として約4,500万円が認められた（一度に全額支出するのではなく、一つの試みとして予算をつけてくれたのである）。これで、関係者一同大いに喜んだのであった。

本件に関する予算は、当方の要求した金額を下廻っていたため、とりあえず当時のわが国の企業等で要望している化学と電気部門に限定して、特許公報の蒐集から審査官への抄録カードの配付まで行うこととし、その抄録集は、発明協会が別途企業等より蒐集して実費頒布することにした。そこで、発明協会に近い旅館で、同協会の遠藤総務部長や浅川会計課長、その他協会職員とともに、木村課長を中心として本格的に本事業に取り組むこととなった。協会職員の一部は、当時建設中であった発明会館の最上階の畳の部屋で寝泊りすることになった。筆者も一晩徹夜で作業を行ったが、浅川課長は二晩も徹夜をされて、ゲッソリとやせた顔をしながらソロバンをはじいていて、そのときのことは今でも忘れることはできない。そして、特許庁の審査長も時々来られて、例えばカードの内容等について、種々アドバイスを下さった。かくして、特許庁の予算の中で、外国の特許文献が翻訳・抄録される金額が、かなり大きく膨らむ形となった。そして、このことが、外国の先端的技術文献の組織的な導入の発端ともなったのである。

これを契機として、上記協会は「科学技術資料協会」として発明協会から分離独立して、会長は発明協会の理事長であった高吉氏が兼務し、本事業は昭和37年7月から、化学、電気を中心として開始されることとなったのである。

(ト) 松下幸之助会長への援助要請

筆者は、昭和37年10月1日付で、特許庁より通産省に戻り、同日付で外務省に出向し、半年間、外務省研修所に籍をおき、38年6月1日付で、在ナイジェリア連邦日本国大使館員（一等書記官）として勤務することとなった。そして、41年3月に同国を離れ帰国したが、42年8月10日付で再度特許庁の業務課長となった。事務官と課長という二回のお勤めということになったのである。

そして、最初に手がけたのが、前述した弁理士試験の大阪会場設置であった。

それから、筆者の関心事は、前述した外国特許の蒐集、分類、翻訳、抄録、審査官等への配付、民間企業

等への頒布等がその後どうなっているかということであった。前述の「特許技術資料協会」は昭和44年に「特許データセンター」に改組され、発明協会とは名実ともに分離独立し、前述した浅川澄江さんが社長となって業務を仕切っていた。

しかし、このような方法だけでは、とても諸外国の最先端技術を早急に蒐集、整理し、前述したソ連邦のような大規模でないにしても、より充実した内外国の科学技術特許情報センターまで拡大化することはできないであろうかと思うようになった。そのためには、国家予算だけを頼りにするのでは、実現が困難であると考え、かなりの額の資金的提供をして下さる財界人を求めなければならないと思うようになった。

たまたま当時発明協会の会長をされており、「ふたまたソケット」の発明から身をおこし、日本の家電メーカーの第一人者である松下幸之助氏にお願いすることとした。そこで、東京支社にいられたときに、お会いできる時間を頂くように、同支社の担当者に予めお願い申し上げておいた。

昭和42年の夏、家族とともに千葉県の大津の海水浴場で遊んでいたとき、午後3時に、松下電産の東京支社（浜松町所在）の会長室でお会いする旨の連絡があった。当時外房総線を走る急行列車は指定席券がないと乗車できないということになっていたのでも、やむなく、千葉県を横断して千葉市まで迎えることしかできなかった。このとき乗ったタクシーには冷房装置はなく、車内の運転手の後側の上方にとりつけた廻転式小型扇風機が回っていて、それとなく風を送ってくれるような有様であった。それは、これから会長にお会いすることの結論をそれとなく暗示するようにもとられた。千葉に着くとすぐ電車に乗りかえ、3時ちょうどに、松下電器産業(株)東京支社に、かなりの時間をかけてたどりつくことができた。

奥の会長室で、「むかさ」会長秘書同席で、先進諸国が科学・技術情報の収集とその活用化に激しい競争を行っており、これが各国の経済や軍備の基本的要素となっていること、これに対して、わが国はかなり劣っている段階にある。したがって、「ふたまたソケット」の発明から始めて、科学技術の先端を走っている電気産業のナンバーワンたる幸之助会長は、現在のわが国の科学・技術レベルの現状を十分にご理解下さって、日本の技術レベルを飛躍的に向上させていく端緒を

作っていただきたい、そのため、まず、科学技術の向上のための最先端である技術情報センターを設立するための基金（ある程度まとまった多額の基金）をご提供下さるよう（そのうち国からの助成的な基金の提供を受けるようにする）お願いをした。

すなわち、現在の松下王国を築き上げられた幸之助氏は、技術で成功されたのであるから、技術（特にその情報）を日本の関係者に還元されるという意味で、できる限りの援助をお願いしたいと懇願したのであった。特に、ソ連邦の前記 VINITI の例を何度も繰り返し述べて、従来技術の最先端をいくと考えていた米国の技術を打ち破ったのは、各国の先端技術の情報を、組織的に十分にマスターすべく準備してきたソ連邦の地道な計画と実行性にあることを特に強調した。それに比べて、筆者たちが行ってきた実情をも述べて、如何に遠くはなれた現状にあるかということをも強調した。そして、少しでも早く、かなりの資金力をもって諸外国の技術を収集し、わが国独自の技術の創出とその活用化をはかるべきであるかを何度となく申し上げた。また、大阪の某社の社長は、日本の古代文化財等の維持のため、私財を投げうって、その貯蔵庫を造設し、その中に、換気等の調整等のための維持費を毎年提供されているという例等をも付け加えて申し上げた。

幸之助会長は、特にソ連邦の技術が米国に打ち克っていることを聞かれたときには、身をのり出して、そうですかと深く感銘された様子であった。そして、そのベースになったのが、当時としては莫大な経費を各国の技術情報の蒐集・活用そのものであったこと（それまでは、スターリンが軍事力の増強に力を入れていたが、これを180度転換し、外国技術情報の蒐集という地味ではあるが、国の発展には素晴らしい役割を果たすという事実）について、特に興味を持たれたのであった。

約15～20分の会談の予定が1時間以上となり、筆者がエレベーターの前にきたとき、「本当に有難いことを聞かせて下さいました」と深くと頭を下げられたのには、大変恐縮したものであった。他の職員も直立不動で、エレベーターの廻りにも沢山の見送りに来られた。

その後、むかさ会長秘書が土曜日の午後、わざわざ飛行機で筆者の自宅まで来られ、夜に至るまで、もしかかる技術情報センターを設立する場合、如何なる事項を準備し、また協力を得なければならないか等につ

いて、自宅で夕食をともにしながら、大いに語り合ったものである。その後、幸之助会長は、前述の特許技術資料協会の内部（組織や予算等）をもっと拡充し、これを根拠として、資金的充実をはかるといった考え方をもちたようであった。

しかし、残念なことに、当時特許庁では、社団法人日本特許情報機構（JAPIO）を設立すべく計画が、少なくとも筆者には知られないところで行われていた（うかつにも、かかることについて、当時全く知らされていなかった）。これについて筆者も間もなく知るに及び、その旨を幸之助氏の方にお伝えして、前回のことは、残念ながら取りやめるということになった。そこで、幸之助氏自身、発明協会の会長を途中で辞任されることになった。

その後、昭和43年、「児童の交通等災害防止対策資金」として、総額50億円の寄贈を行い（おそらく、この50億円を協会に基金として提供されるよう予定さ

れていたであろう）、昭和56年には「社団法人松下政経塾」（神奈川県茅ヶ崎市汐見台；21世紀理想の日本を実現するための諸理念、方策の探求とそれを推進していく人材の育成を目的）を開塾された。

なお、昭和45年12月2日、（社）日本住宅設備システム協会の設立総会後の祝賀パーティで、副会長となられた松下電工社長丹羽正治氏が、筆者に対し、「おやじさん（松下幸之助氏のこと）に会ったとき、この協会の専務理事に江夏さんがなれることになった旨を話をしたが、このとき、『あの人は熱血漢だよ』と言われた。今後よろしくがんばって下さい」と激励され、幸之助氏が、筆者のことをまだ覚えていられることを知って、若干感激したものであった。このとき筆者は50才であったが、こういうことがあったことかも知れないが、その後25年間、75才まで同協会の専務理事として務めさせていただいたわけである。人間、意気に感ずるといふことかもしれない。

（原稿受領 2002.4.2）

「知的所有権登録」商法またも民事訴訟で敗訴

- 被害者に朗報!泣き寝入りしないで -

去る10月11日、岐阜地方裁判所において画期的判決が言渡された。当会が問題視している知的所有権登録商法に三たび敗訴判決が言渡されたのである。判決は、(株)知的所有権協会側の主張を全て退け、原告の全面勝訴となった。

この裁判は、岐阜市在住の同登録商法被害者（40歳男性）が、登録行為を行っている(株)知的所有権協会を相手取り弁護士を付けず、詐欺による不法行為を理由として損害賠償請求訴訟を提訴していたものである。(株)知的所有権協会側は、当初原告を素人と見て同社井上社長自らが法廷に立ち応対していたが、当会との訴訟に敗訴してからは、万難を排して弁護士を代理人に据えて係争していた。

今回の判決で特筆すべきは、以下の点である。

1. 原告が弁護士を付けずに全面勝訴した。
2. 被告ではない豊沢豊雄前発明学会会長の責任についても認めた。
3. 知的所有権登録商法にかかる逸失利益の判断基準を明示した。

法律に詳しくなく、かつ、訴訟経験も全くない一市民発明家が、弁護士を相手に論争を展開し全面勝訴を勝ち得たことは、原告の努力は勿論のことではあるが、同時に、知的所有権登録商法は弁護士の知識をもってしても弁護の余地がないほど明確な詐欺行為であって、裁判や法律の専門家でなくとも十分に勝訴できるものであることを証明したと見ることができよう。

さらに登録商法によって直接的に生じた金銭を損害と認定したことは当然のこととしても、これとは別に、同登録に要した被害者の労力と登録の効果がないことを知った時の落胆、効果がない状態で企業への売り込み提案を行い、アイデアを開示してしまったことに対する精神的苦痛などを慰謝料と認定し、判断基準を明示したことはまさしく画期的であり、この判決は、今後同商法に対する裁判を争ううえで欠くことのできない重要な判決と言っても過言ではない。

当会と知的所有権協会が先に争った二つの判決同様、今回も知的所有権登録商法に詐欺の故意が認定された。今後の知的所有権登録商法を巡る裁判は、これらの判決を追認することが予想されるため被害者にとっては有利となり、知的所有権協会側には極めて厳しい状況になった。

同登録商法による潜在的被害者は、全国に多数存在している。しかし、その多くは泣き寝入りの状況であると想像される。騙されたままで諦めることはない。今回の判決を励みとして、被害者にはぜひ立ち上がってほしい。